

**東京電力福島原発事故強制起訴事件最高裁決定**

【文 献 種 別】 決定／最高裁判所第二小法廷  
【裁判年月日】 令和 7 年 3 月 5 日  
【事 件 番 号】 令和 5 年（あ）第 246 号  
【事 件 名】 業務上過失致死傷被告事件  
【裁 判 結 果】 上告棄却（確定）  
【参 照 法 令】 刑法 211 条  
【掲 載 誌】 裁時 1859 号 15 頁、裁判所ウェブサイト  
◆ LEX/DB 文献番号 25574124

立命館大学特任教授 松宮孝明

**事実の概要**

1 2011 年 3 月 11 日、三陸沖においてマグニチュード 9.0 の巨大地震が発生し、これによって生じた津波が、福島県小名浜港工事基準面（略称 O.P.）から約 15m（場所によっては約 17m）の高さとなって、東京電力福島第一原子力発電所（以下「本件発電所」という。）に襲来した。本件発電所は O.P.10m の高さの敷地に建設されており、このような高い津波を防ぐ防潮堤はなく、原子炉建屋への海水の侵入を防ぐ設備や原子炉、非常用海水ポンプ、非常用電源設備や冷却設備等の水密化もされておらず、さらには非常用発電機も本件発電所の地下に置かれていたことから浸水し、これによって同発電所 1 号機から 3 号機までは、全電源が失われたために原子炉停止後も発熱が続く炉心を冷却する機能が失われることにより発生した大量の水素ガスに着火して原子炉建屋が爆発し、放射性物質が大気へ放出された。その結果、50 名を超える死傷者が出ることとなった。

2 本件につき、2002 年 10 月から東京電力の社長を務め、2008 年 6 月からは同社の会長であった X、2005 年 6 月から同社常務取締役、原子力・立地本部本部長、2007 年 6 月から同社代表取締役副社長、同本部本部長を務め、2010 年 6 月から同社フェローとなっていた Y、および、2005 年 6 月から同社執行役員、同本部副本部長、2008 年から同社常務取締役、同本部副本部長、2010 年 6 月から同社代表取締役副社長、同本部

本部長を務めていた Z が、検察審査会の強制起訴議決により業務上過失致死傷罪で起訴された（なお、X は 2024 年に死亡したため、公訴は棄却されている。）。

3 指定弁護士は、被告人らに、本件結果を回避するために、〔1〕津波が敷地に遡上するのを未然に防止する対策、〔2〕津波の遡上があったとしても、建屋内への浸水を防止する対策、〔3〕建屋内に津波が浸入しても、重要機器が設置されている部屋への浸入を防ぐ対策、〔4〕原子炉への注水や冷却のための代替機器を津波による浸水のおそれがない高台に準備する対策、以上全ての措置を予め講じておくべきであり、〔5〕これら全ての措置を講じるまでは運転停止措置を講じるべき注意義務があり、被告人らは、遅くとも 2011（平成 23）年 3 月初旬には、上記の措置を講ずべきことの予見が可能であったと主張した。

4 一審（東京地判令 1・9・19 判時 2431＝2432 号 5 頁）は、これら 5 つの注意義務を、結局のところ〔1〕から〔4〕までの措置を講じるまでは本件原発の運転を停止する義務〔5〕と解し、その上で、本件のような高い津波が襲来する可能性の根拠となる、2002 年に公表された政府の地震調査研究本部（地震本部）による「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」（「長期評価」）は、その「信頼度」が C（やや低い）とされていること等も踏まえ、「長期評価」の見解は、本件地震発生前の時点において、一般防災

においては取り入れられず、原子力発電所の津波対策の場面においても、「原子炉の安全対策を含む防災対策を考えるに当たり、取り入れるべき知見であるとの評価を一般に受けていたわけではなかった」等と述べて、これに基づいて運転停止等の措置を取るべき義務を根拠づけるような予見可能性は、当時の東京電力にはなかったとして、被告人3名を無罪とした。

5 二審（東京高判令5・1・18裁判所ウェブサイト）は、指定弁護士が、防潮堤設置等の措置を講じて完了させることで本件事故を回避できたとは主張せず、これらの措置の完了までの間、本件発電所の運転停止措置を講じるべきであったと主張していたことを踏まえると、同発電所の運転停止義務を課すにふさわしい予見可能性があったと認められるかが本件の核心であり、また、防潮堤設置等の措置による回避可能性があったという立証も不十分であることなどから、被告人らに、同発電所の運転を停止するという回避措置に応じた予見可能性ないし予見義務があったか否かが問題となとした上で、東京電力社内では2008年に、津波試算結果においてO.P. + 15.707mの津波が襲来する可能性が示されていたが、その根拠とされる「長期評価」は三陸沖北部から房総沖までの日本海溝寄りにおいて津波マグニチュード8.2前後の地震が同領域内のどこでも発生する可能性があり、30年以内の発生確率は20%程度であることなどを内容とするものであり、この見解は地震本部において、多数の関連分野の専門家委員らによる審議を経て取りまとめられたものであり、「見過ごすことのできない重みを有していた」とした。しかし、それは発生の可能性が否定できない領域を一体として取り扱うという消極的な判断と受け止められる内容であったこと、地震本部自らが、2003年3月に「千島海溝沿いの地震活動の長期評価について」において、三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りのプレート間大地震（津波地震）については、発生領域の評価の信頼度も発生確率の評価の信頼度もやや低いものと位置付け、長期評価の見解の信頼度がかなり低いと受け止められる評価を公表したこと、既往地震について性質を共有するものとして捉えた上、同様の地震が福島県沖や茨城県沖の海溝寄りの領域においても発生する可能性があるという見解は一般に受け入れら

れる素地が十分にあったとも考えられないこと、関係機関等によって長期評価の見解が防災対策に取り込まれることはなく、長期評価の見解が示した領域設定等が十分に受け止められていなかったとみられること等を踏まえると、本件地震当時までの時点において、長期評価の見解は、10m盤を超える津波が襲来するという現実的な可能性を認識させるような性質を備えた情報であったとまでは認められない等と評し、同発電所の運転を停止すべき義務に応じる予見義務を負わせることのできる事情が存在したとは認められないと述べて、指定弁護士の控訴を棄却した。

## 決定の要旨

1 本決定は、次のように述べて、指定弁護士の上告を棄却した。

「確かに、本件地震前の時点で、長期評価及び津波評価技術が公表されており、長期評価の示した見解を基に波源を設定した上で津波評価技術の手法に基づいて津波水位を算出した平成20年津波試算において、O.P. + 15.707mという試算結果が得られていた。しかし、その試算の基となる長期評価の見解については、三陸沖北部から房総沖までの海溝寄りを一つの領域として、津波マグニチュード8.2前後の規模のプレート間大地震（津波地震）がどこでも発生するなどとした点は、一般に受入れられるような積極的な裏付けが示されていたわけではない上、地震本部による信頼度の評価も低かっただけでなく、原子力安全に関わる行政機関、防災対策に関わる地方公共団体等によっても、全面的には取り入れられていなかったとみられる証拠が存在し、それらの証拠の信用性につき疑問を生じさせる事情がうかがわれなことなどに照らすと、長期評価の見解は、本件発電所に10m盤を超える津波が襲来するという現実的な可能性を認識させるような性質を備えた情報であったとまでは認められず、被告人らにおいても、そうした現実的な可能性を認識していたとは認められないとの原判決の判断が合理性を欠くものと考えるのは困難である。」ゆえに、「被告人らが無罪とした第一審判決を是認した原判決に論理則、経験則等に照らして不合理な点があるとはいえない。」（下線筆者）

2 なお、本決定には、草野耕一裁判官の補足意見が付されている。それは、2008年4月にO.P. + 15.707mの津波が襲来する可能性が東京電力に伝えられた時点において、被告人らは、この津波試算を速やかに国に報告すべき義務があり、これが履行されていれば国は、その後遅滞なく東京電力に対してこの津波試算が想定する津波に対する防護措置を講じることを命ずる旨の技術基準適合命令を発令し、当該技術基準適合命令発令後遅くとも13か月以内には主要建屋が本件敷地に配置されている本件各原子炉は全て運転を停止するに至り、その結果、本件津波の襲来時には、当該本件各原子炉は全て運転を停止しており、本件津波によって当該本件各原子炉が全電源を喪失しても本件結果を回避できた可能性があり、それにより「本件結果の発生との間に因果関係が認められる可能性があると考えられる本件報告義務の懈怠を過失行為として犯罪の成否を論じる余地もあり得たのではないか」とするものである（もっとも、「本件報告義務の履行の結果発令される技術基準適合命令に基づいて東京電力が実施する防護措置が本件津波の襲来時まで完了したとは到底考えられない」とも述べられている。）。

## 判例の解説

### 一 本決定の意味

本決定は、指定弁護士の主張する注意義務を、各種の防護措置を講じるまでは本件原発の運転を停止する義務と解する一、二審判決を前提に、そのような運転停止という重大な措置を義務づけるほどの津波襲来の予見可能性はなかったとする原審判決までの判断を是認したものである。しかし、これには、「報告義務の懈怠を過失行為として犯罪の成否を論じる余地」に触れた草野補足意見が付された<sup>1)</sup>。

### 二 過失犯における予見可能性と結果回避義務の関係

業務上過失致死傷罪の認定には、まず、現に生じた結果から事後的にみて、当該結果を回避するために必要な措置を確定し、次に、事前的にみて、慎重で誠実な一般人であればそのような結果回避措置を取るべき動機となるような結果発生の危険性の認識が、具体的状況においてそのような一般

人であれば必要と感じられる情報収集措置を介して、可能であったことを確定することが必要である。このような事前と事後の判断は、過失認定のための車の両輪である。

現に生じた結果を回避する方法に複数のものがあると考えられ、かつ、それらの間に負担の軽重がある場合には、負担の重いものを実施することが現実的に困難であるとしても、負担の軽いものを実施することで結果が回避されるなら、その懈怠を根拠に、過失責任を認めることが可能である。このことは、後に触れる千日デパートビル火災最高裁決定<sup>2)</sup>が注意義務の「縮小認定」をしたことで、判例上は認められているといえる。

### 三 運転停止のみが本件の注意義務か？

本件では、一方で、O.P. + 17.5mの津波に対応する防潮堤を設置する等の措置によって本件結果を回避することが想定されるが、他方で、原子炉冷却用の非常用電源をそれ以上の高台に設置することによって冷却電源を確保し、それによって原子炉での水素爆発を回避して本件死傷結果を回避するという方法（指定弁護士の主張した〔4〕の措置）も考えられる。この〔4〕の措置は、第二審ではそれによる結果回避の可能性は検討されていないが、比較的短期間に低コストで実現可能だったと思われる<sup>3)</sup>。

報告義務の懈怠を挙げた草野補足意見も、同様の考え方であるように思われる。もっとも、被告人らは本件発電所の設置および運営の主体である東京電力の幹部であったのだから、国への報告義務を言う前に、自分たちで対策をとる義務があったというべきであろう。

### 四 縮小認定と訴因変更勧告義務

前述の千日デパートビル火災最高裁決定は、千日デパート管理部課長であった被告人につき、閉店後に全部の防火区画シャッター等を毎日閉鎖すべき義務の違反を認めた原判決に対してその履行は不可能であるとする上告趣意に対し、「当夜工事の行われていた本件ビル三階の防火区画シャッター等……のうち、工事のため最小限開けておく必要のある南端の二枚の防火区画シャッターを除く、その余の全部の防火区画シャッター等を閉め」る等の措置を執っていれば、「全面的な閉鎖の措置を採った場合と同様、『プレイタウン』への煙

の流入を減少させることができたはずであり、保安係員又はこれに代わる者から一階の保安室を経由して『プレイタウン』側に火災発生の連絡がされることとあいまって、同店の客及び従業員を避難させることができた」と認められる」と述べた。これは訴因変更を伴わずに行われており、いわば義務違反を「縮小認定」して、その過失を認めたのである<sup>4)</sup>。

このような判断が許されるなら、本件においても、[4]の義務違反のみを認めておけば、それにふさわしい予見可能性も認定できたであろう。また、仮にこれが訴因逸脱認定であったとしても、指定弁護士に対して、訴因変更の命令ないし勧告をして訴因を修正させる道がなかったわけではあるまい。

現に、最決昭43・11・26刑集22巻12号1352頁は、「裁判所は、原則として、自らすすんで検察官に対し、訴因変更手続を促しまたはこれを命ずべき義務はない」としつつ、「起訴状に記載された殺人の訴因についてはその犯意に関する証明が充分でないため無罪とするほかなくとも、審理の経過にかんがみ、これを重過失致死の訴因に変更すれば有罪であることが証拠上明らかであり、しかも、その罪が重過失によつて人命を奪うという相当重大なものであるような場合には、例外的に、検察官に対し、訴因変更手続を促しまたはこれを命ずべき義務があるものと解するのが相当である。」と述べている。また、最判昭58・9・6刑集37巻7号930頁も、これを前提としつつ、「第一審裁判所としては、検察官に対し前記のような求釈明によつて事実上訴因変更を促したことによりその訴訟法上の義務を尽くした」と述べている。これをみると、訴因変更によってなお有罪を得る現実的な可能性がある場合には、裁判所は少なくとも「求釈明によつて事実上訴因変更を促す義務はあるように解される。しかし、本件では、そのような求釈明はなされていない。したがって、核爆発にもつながりかねなかったような本件被害の深刻さからみて、最高裁は、これを求釈明の義務違反として、一、二審判決を破棄して本件を差し戻すべきであったように思われる。

## 五 「長期評価」の意味するもの

二審が「長期評価」を、地震本部自らが、2003年に、三陸沖北部から房総沖までの津波地

震については、発生領域の評価の信頼度も発生確率の評価の信頼度もやや低いものと位置付け、長期評価の見解の信頼度がかなり低いと受け止められる評価を公表したとする点については、元長期評価部会長が、自身が関与しないで「長期評価」に加えられた「利用に当たっては、……十分留意」という一段落を根拠としており<sup>5)</sup>、かつ、「信頼度」については地震の回数で決められたと述べていることを無視してはならない<sup>6)</sup>。さらに、「三陸沖北部から房総沖までの海溝寄り」を一つの領域として「津波地震がどこでも発生するおそれは現にあったのであり、本件発電所以南では海溝堆積物がないために津波の危険が低いというものではない<sup>7)</sup>。これらは「長期評価」についての誤解によるものと解される。

最高裁は、原審までのこのような「長期評価」についての誤解を正す機会があったのであるから、この点についても、差し戻して審理を尽くさせるべきであった。

## ●—注

- 1) 本決定に対する評釈類として筆者が知り得たものに、稲垣悠一「注意義務の内容とそのプロセスカット」専法154号(2025年)131頁、岡部雅人「判批」刑ジャ85号(2025年)140頁、橋爪隆「判批」有斐閣Onlineロージャーナル2025.4.14号、齊藤彰子「判批」法教538号(2025年)112頁がある。
- 2) 最決平2・11・29刑集44巻8号871頁。
- 3) これについては、第一審に関する松宮孝明「判批」刑ジャ64号(2020年)7頁で指摘した。類似の見方をするのは、稲垣・前掲注1)158頁以下。
- 4) もっとも、筆者は、訴因変更を経ないこの判断を「不意打ち」であり、訴因変更をして被告人側に争わせなければならないと考えている。なぜなら、工事区画のみのシャッターの開閉義務の履行可能性は、原判決までで争点となっていないからである。松宮孝明『過失犯論の現代的課題』(成文堂、2004年)192頁以下。
- 5) 島崎邦彦『3.11大津波の対策を邪魔した男たち』(青志社、2023年)62頁以下。そのほか、本書では、東京電力が「長期評価」の信頼性を下げたための工作をした疑いを縷々挙げている。
- 6) 島崎・前掲注5)135頁。
- 7) 現に延宝房総沖地震は海溝に堆積物のない南で起こっていることを一、二審は認めているのであり、この判決には自己矛盾があるという(島崎・前掲注5)159頁)。